

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第43号

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則（平成6年大和市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「者」を「もの」に、「定める施設」を「掲げる施設」に改め、同条第1号中「申請者」の次に「の区分」を加え、「提出する。」を「提出すること。」に改め、同号イ中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第2号中「記載する。」を「記載すること。」に改める。

第10条第1項中「の規定による使用申請」を「に掲げる施設」に改める。

第15条中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第1号中「主催」を「主催し、」に改める。

第19条の見出しを「（委任）」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（浴室の利用時間に関する暫定措置）

2 第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項第1号中「午後4時」とあるのは「午後零時30分まで及び午後1時30分から午後4時」とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定は、公布の日から施行する。